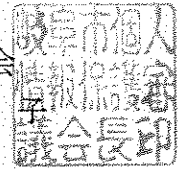


答 申 第 2 5 3 号  
平成31年3月29日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会  
会長 池 田 紀



### 個人情報ファイルの保有について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第12条第4項の規定に基づき、平成31年3月19日付け岐阜市企総第76号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

#### 記

##### 1 事案の概要

岐阜市の社会動態は、転出超過が続いており、県外への転出先は、東京圏、大阪圏、名古屋圏（以下「三大都市圏」という。）が特に多い状況であるため、将来的に転出者が岐阜市に戻っていただくことが課題である。

また、一方で、国の働き方改革実現会議は、平成29年3月に、「働き方改革実行計画」を策定し、その計画において、副業・兼業の普及を図っていくことが重要であることが示されており、これを踏まえ、厚生労働省は、平成30年1月に、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を作成するとともに、モデル就業規則を改定し、副業・兼業についての規定を新設し、副業・兼業の普及促進を図っている。

そこで、岐阜市では、三大都市圏に在住する岐阜市とのゆかり（岐阜市の出身であること又は岐阜市内への通学経験等があることをいう。以下同じ。）のある者で、かつ、副業・兼業が可能で、副業・兼業をする意思がある者が本市の審議会等や事業等に携わる場を提供する「（仮称）ふるさと岐阜市活躍人財バンク」（以下「活躍人財バンク」という。）を平成31年度より実施し、将来的な本市への居住を選択しとじていただく契機づくりや副業・兼業の市内企業への普及啓発等に取り組む。

そのため、岐阜市企画部総合政策課は、活躍人財バンクに係る募集を行い、応募者をふるさと岐阜市活躍人財として登録し、庁内の各部局が登録に係る情報を審議会等や事業等への参加等の検討に活用するため、次の個人情報を個人情報ファイルとして保有するものである。

- (1) 氏名
- (2) 性別
- (3) 生年月日

- (4) 住所及び連絡先（郵便番号、F A X及びメールアドレス）
- (5) 勤務先等（名称、所在地、業種及び所属・役職）
- (6) 岐阜市とのゆかり（岐阜市出身、岐阜市内の通学経験等）
- (7) 得意な分野、得意な活動方法
- (8) 謝礼、報酬等の希望
- (9) 特記事項

### 3 意見

適当なものと認める。